



埼玉県報

第289号
令和4年(2022年)
2月25日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則（水環境課）
- 埼玉県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則（森づくり課）
- 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- （仮称）新川越越生線の新設（鶴ヶ島市～入間郡毛呂山町）に係る対象事業変更の届出（環境政策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 坂戸都市計画道路の変更（都市計画課）
- 深谷都市計画道路の変更（都市計画課）

雑報

- 農業振興地域整備基本方針の変更（農業政策課）

規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十年埼玉県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㊤」を削り、「㊤」を「㊤」に改める。

様式第六号から様式第十号までの規定中「㊤」を削る。

様式第十二号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第十二号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正前の様式第一号、様式第二号及び様式第六号から様式第十号までの規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八号

埼玉県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県水源地域保全条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊸」を削る。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正前の様式第一号の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十五日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「第十二条第一項第二十一号」を「第十二条第一項第二十二号」に改め、同条第六項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第八項中「第十二条第一項第二十四号」を「第十二条第一項第二十五号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百三十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第二十三条第一項の規定により、埼玉県知事から次のとおり対象事業を対象事業以外の事業に変更した旨の届出があったので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 対象事業の名称

（仮称）新川越越生線の新設（鶴ヶ島市～入間郡毛呂山町）

二 変更年月日

令和四年一月二十一日

三 変更の理由

車線数が四車線から二車線に縮小したため。

告 示

埼玉県告示第百三十九号

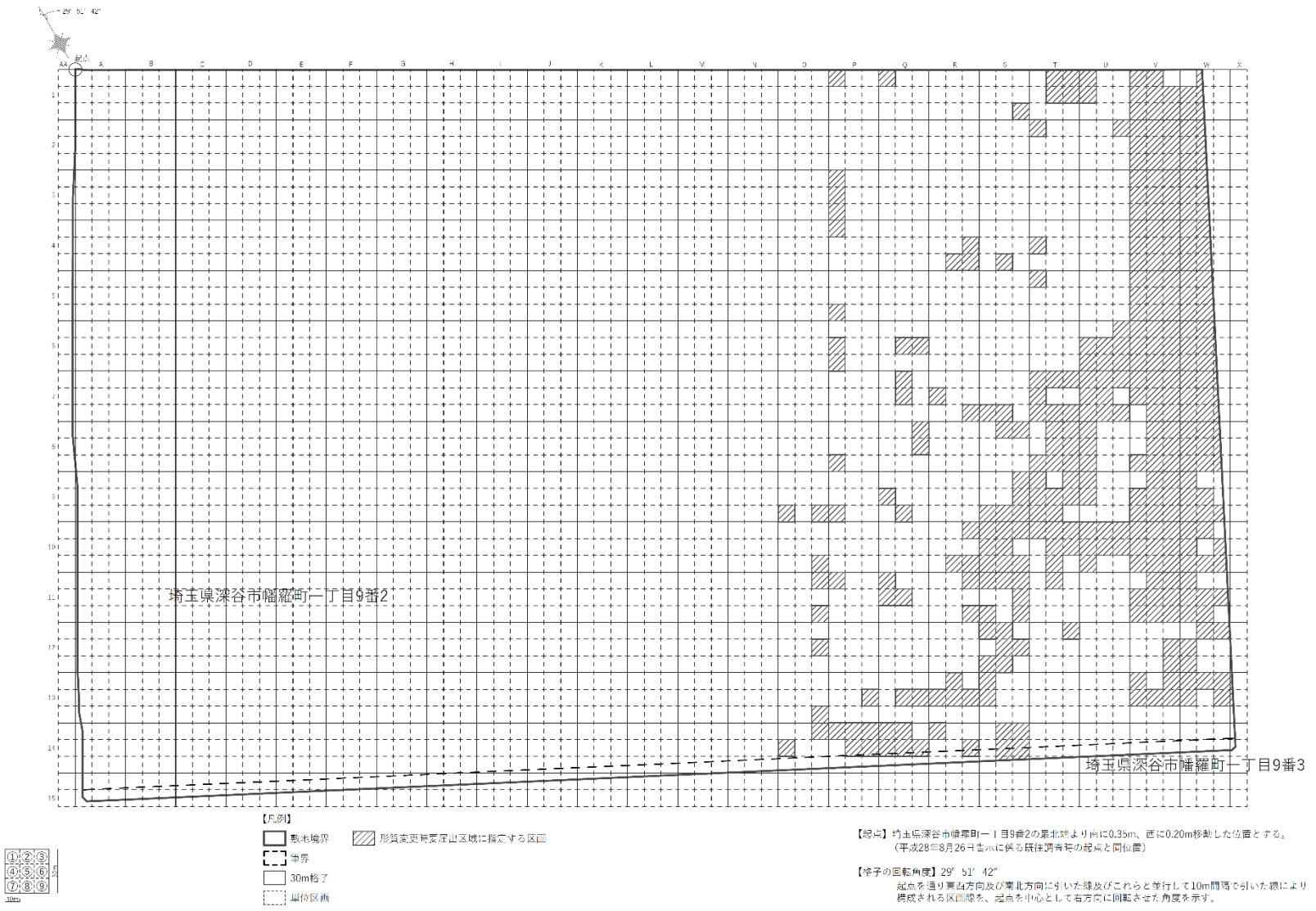
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部及び九番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



告 示

埼玉県告示第四百四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部）

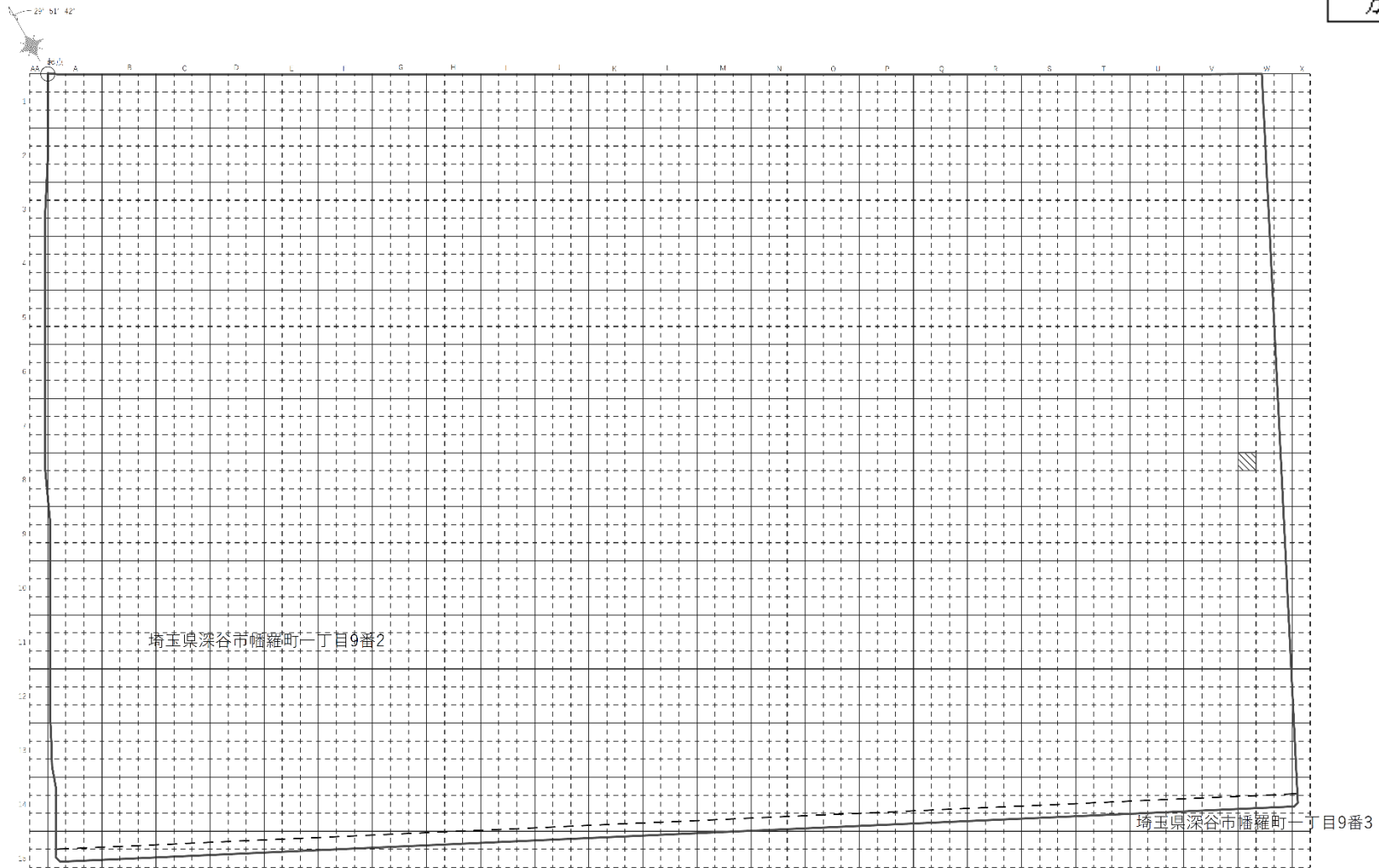
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



埼玉県深谷市榑羅町一丁目9番2

埼玉県深谷市榑羅町一丁目9番3



- 【凡例】
- 敷地境界
 - 隣界
 - 30m格子
 - 単位区画
 - 登記簿記載に指定する区画

【起点】埼玉県深谷市榑羅町一丁目9番2の最北端より南に0.35m、西に0.20m移動した位置とする。
(平成28年8月26日告示に係る現況調査時の起点と同位置)

【格子の回転角度】29° 51' 42"
起点を通り東西方向及び西北方向に引いた線及びこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される区画線を、起点を中心として右方向に回転させた角度を示す。

告示

埼玉県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
鷺宮ファミリークリニック	高田 勇登	久喜市鷺宮四―五―三〇	令和四年一月一日
世沢整形外科	世沢 さ胤	北足立郡伊奈町小室二二―六―一	令和二年十二月十一日
MED AGR E E C L I N I C あさか	医療法人 AGR I E	朝霞市膝折町四―一七―四	令和四年二月一日
医療法人 慶仁会 田中医院	医療法人慶仁会	和光市本町一―一―一〇	令和元年十一月十九日
やすぎクリニック	医療法人双梢会	富士見市水子五〇五三―二 テラシマビル一階	令和四年一月一日
医療法人社団朝柳 会 吹田脳外科医 院	医療法人社団朝柳 会	熊谷市佐谷田字不動堂七四 三	令和四年一月一日

東所沢あらた歯科	江川歯科医院	医療法人社団P R O U D かみしば 5丁目歯科	医療法人悠生会 福井歯科医院	ゆうき総合歯科蔵 クリニック	ウエルシア薬局三 芳藤久保店	みらい薬局 沢店	みらい薬局 店	アルル薬局 市駅前店	そよ風薬局 店	パール薬局新堀店
引間 新	江川 昌宏	医療法人社団P R O U D	医療法人悠生会	医療法人社団有 心会	ウエルシア薬局 株式会社	株式会社F A N フロンティア	株式会社F A N フロンティア	株式会社F A N フロンティア	メディカルファ ー株式会社	株式会社パール・ オネスト
所沢市東所沢一―二―八ティ ムビル	本庄市東台一―四―一九	深谷市上柴町東五―一―二八 美山ビルF	秩父市下影森七三二―一	蔵市北町五―四―三ニマルエ ツ蔵北町店一階	入間郡三芳町藤久保七二二五	所沢市星の宮一―一七―九	所沢市北野三―二六―二二	狭山市入間川一―一八―三〇	比企郡川島町伊草九七―六	新座市新堀三―一―一五
令和四年二月 一日	令和四年一月 一日	令和四年一月 一日	令和四年一月 十一日	令和四年一月 一日	令和四年二月 一日	令和四年一月 一日	令和四年一月 一日	令和四年一月 一日	令和四年一月 一日	令和四年二月 一日

あおい薬局	あおいファーマ メデイカル株式 会社	北本市中央二―七四 ル一階	令和四年一月 一日
日本調剤 北本東 口薬局	社 日本調剤株式会 社	北本市北本一―一	令和四年二月 一日
鈴木薬局 蓮田黒 浜店	局 株式会社鈴木薬 局	蓮田市黒浜四七七〇	令和四年一月 一日
にじはな訪問看護 リハビリステーション ヨン	株式会社虹花	草加市高砂一―一―四七― 一〇六	令和三年九月 一日
訪問看護ステーション ALWAY S朝霞	株式会社ハート カンパニー	朝霞市溝沼七―一―三一	令和四年一月 一日
訪問看護ステーション ヨンさぼてん	社 L S V C 合同会 社	入間市中神六四五―三中村ア トリエ五号室	令和四年一月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		所在地	指定年月日
		名称			
松橋 正仁		サン治療院		春日部市備後西三―五―三 三―一〇二	令和四年二月一日
深井 和也		ブレス訪問マッ サージ高幡不動		東京都日野市万願寺六―一 六―七ファーストマンシヨ ン一〇三号室	令和四年三月一日
佐藤 翔吾		ツサージ院	どんぐり整骨院 どんぐり鍼灸マ	所沢市山口一四三九―八	令和四年一月六日
畠山 亨		う整骨院	しらわはりきゅ	東京都世田谷区松原二―二 六―一五	令和四年二月一日
鮫島 卓登		あかり接骨院		東京都中野区弥生町二―三 〇―一四 秋山ビル一〇―一	令和四年一月八日
古館 由次		まり整骨院	あやせ駅前ひだ	東京都足立区綾瀬一―三三 ―一一	令和四年一月四日

告示

埼玉県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人元気会 わかさクリニック 所沢	名称	医療法人元気会 わかさ在宅クリニック 所沢	医療法人元気会 わかさクリニック 所沢

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所	所在地		
森田 恭平	久米川駅前接骨院	東京都東村山市栄町二―四―三	川越市駅前接骨院	川越市六軒町一―四―九
興津 俊介	桶川市大字上日出谷 谷一―〇四―一〇	桶川市大字上日出谷 谷一―〇四―一〇	桶川市上日出谷南 一―八三―一二	桶川市上日出谷南 一―八三―一二

保坂 太一	
施術所	
所在地	名称
S II ― 二〇 ― 一	縁 訪問指圧治療
五 ― 一	指圧治療院 縁

告示

埼玉県告示第四百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
高田医院	久喜市鷲宮四―五―三〇	令和三年十二月三十一日
世沢整形外科	北足立郡伊奈町小室二二一六―一	令和二年十二月十日
医療法人 慶仁会 田中医院	和光市本町一―二―四〇	令和元年十一月十九日
やすぎクリニク	富士見市水子五〇五三―二テラシマビル一階	令和三年十二月三十一日
吹田脳外科医院	熊谷市佐谷田字不動堂七四三	令和三年十二月三十一日
ゆうき総合歯科蕨クリニク	蕨市北町五―四―三ニマルエツ蕨北町店一階	令和三年十二月三十一日
江川歯科医院	本庄市東台一―四―一九	令和二年八月二十九日
かみしば5丁目歯科	深谷市上柴町東五―一―二八 美山ビル一〇一号	令和三年十二月三十一日

医療法人 悠生会 福井歯科医院	秩父市東町二一―一五	令和四年一月十日
いぶき薬局	所沢市北野三―二六―二二	令和三年十二月三十一日
のぞみ薬局 東狭山ケ丘店	所沢市東狭山ケ丘一―五九―一三	令和三年十月三十一日
みらい薬局 西所沢店	所沢市星の宮一―一七―九	令和三年十二月三十一日
みらい薬局 狭山市駅前店	狭山市入間川一―一八―三〇	令和三年十二月三十一日
オリーブ堂薬局	狭山市青柳六三	令和四年一月一日
そよ風薬局 川島店	比企郡川島町伊草九七―六	令和三年十二月三十一日
あおい薬局	北本市中央二―七四 藤井ビル一F	令和三年十二月三十一日
さくら薬局 北本石戸宿店	北本市石戸宿一―九三―五	令和四年一月十四日
くろき薬局	蓮田市黒浜四七七〇	令和三年十二月三十一日

告示

埼玉県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
鈴木眼科	北本市山中一―一九五	令和四年二月十一日
有限会社 マスタキ薬局	幸手市中一―一七―三	令和四年二月二十八日

二 指定施術機関

氏名	住所		辞退年月日
	名称	所在地	
辻 貴裕	院 なごみ鍼灸接骨	所沢市久米一九七八―一	令和四年二月二十八日

告示

埼玉県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院
所在地	吉川市平沼一 一一
開設者名	医療法人社団協友会
サービスの種類	介護予防訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
指定年月日	令和三年十月一日 令和二年九月一日

告示

埼玉県告示第百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項				変更前	変更後	サービスの種類
	事業所名	事業所所在地	事業者所在地	事業者名称	事業所名称	事業者名称	
シルバーはあと久喜	事業所名 ケア久喜	事業所所在地 ふじみ野市上 福岡一―九―	事業者所在地 熊谷市玉井二 ―四―	事業者名称 有限会社紫藤	事業所名称 グループホーム「我がまゝ荘」	事業者名称 株式会社彩の国	居宅介護支援
シルバーはあと久喜	事業所名 と久喜	事業所所在地 ふじみ野市上 福岡六―四―	事業者所在地 熊谷市御正新 田一―一―四―	事業者名称 株式会社彩の国	事業所名称 グループホーム「白虎ほーむ」	事業者名称 株式会社彩の国	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

アイン薬局狭山ヶ丘店	アイン薬局鴻巣店	アイン薬局久喜南店	ふくしあの家	ケアプランふくしあ
事業所名称	事業所名称	事業所名称	事業所在地	事業所在地
はなまる薬局 所沢店	めぐみ薬局	こまち薬局	吉川市川野七 五―二	吉川市吉川一 ―三―一四 ルメゾンA― ベ
アイン薬局狭山ヶ丘店	アイン薬局鴻巣店	アイン薬局久喜南店	吉川市須賀二 四六	吉川市須賀二 四六
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	認知症対応型通所介 護	居宅介護支援

告示

埼玉県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類		廃止年月日
吹田脳外科医院	熊谷市佐谷田不動堂七四三	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	令和三年十二月三十一日
志賀歯科医院	所沢市東所沢一―二―八	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	令和三年十二月三十一日
羽生訪問看護ステーション	羽生市大字下岩瀬四四六	訪問看護	介護予防訪問看護	令和四年一月三十一日
ふたばほっとホーム	蕨市中央一―一〇―一―一	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	令和四年一月三十一日

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

令和三年埼玉県告示第九百四十一号で公示した公共測量は、令和四年二月二日終了した旨測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

告示

埼玉県告示第四百四十九号

測量計画機関である川島町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川島町

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量二点）

三 作業地域

埼玉県比企郡川島町大字白井沼地内

四 作業期間

令和四年二月十六日から令和四年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第百五十号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

所沢市松が丘一丁目

四 作業期間

令和四年二月十日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、深谷都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

雑 報

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項の規定により昭和四十五年埼玉県告示第三百七十八号（農業振興地域整備基本方針の公表について）に係る農業振興地域整備基本方針を令和四年二月十日に変更したので、次のとおり公表する。

なお、当該変更後の農業振興地域整備基本方針は、農林部農業政策課及び各農林振興センターにおいて縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

昭和45年	3月策定
昭和51年	3月変更
昭和60年	8月変更
平成14年	7月変更
平成22年	12月変更
平成28年	7月変更
令和4年	2月変更

農業振興地域整備基本方針

令和4年2月変更

埼 玉 県

目 次

はじめに	3
第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	4
1 農用地等の確保の基本的考え方	4
2 農用地等の確保のための施策の推進	5
3 農業上の土地利用の基本的方向	7
第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び 規模に関する事項	1 4
1 農業振興地域の指定に関する基本的考え方	1 4
2 指定予定地域	1 4
第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	1 9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	1 9
2 農業地帯別の構想	1 9
3 広域整備の構想	2 1
第 4 農用地等の保全に関する事項	2 3
1 農用地等の保全の方向	2 3
2 農用地等の保全のための事業	2 4
3 農用地等の保全のための活動	2 4
第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の 農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	2 6
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地 の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	2 6
2 目標経営モデル	2 7
3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地 の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する対策	3 6

第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	38
1	農業地帯別の農業近代化施設整備の方針	38
2	広域整備の構想	40
第7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	42
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	42
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	42
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	42
第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の 促進に関する事項	45
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	45
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	45
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好 な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	47
1	生活環境施設の整備の必要性	47
2	生活環境施設の整備の構想	47

附図

はじめに

この農業振興地域整備基本方針は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号、以下「法」という。）第3条の3第1項の規定に基づき令和2年12月に変更された国の「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、法第5条第1項の規定に基づき変更し、農業振興地域の整備に関する県の基本的な考え方を示し、この考え方が市町村の定める農業振興地域整備計画に的確に反映されるようにするものである。

なお、県及び市町村は、第2を踏まえて県が指定する農業振興地域において、農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に基づき農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に実施し、農業振興地域の整備を推進する。

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 農用地等の確保の基本的考え方

(1) 農地の動向

本県では、経済の高度成長を背景とした急激な人口増加や産業構造の変化に伴い、県南部の都市地域を中心として、農地が住宅地や工場用地等へ転用されるとともに、農業従事者の兼業化、高齢化などにより中山間地域を中心として荒廃農地等が増加するなど、農地のかい廃が急速に進んできた。経済情勢の変化等により、農地の減少は緩やかになりつつあるが、令和2年においても前年に比べ400ha、過去10年間（平成23年から令和2年）では、年平均490haの減少が続いている。

この結果、令和2年における本県の農地面積は、74,100haであり、全国の農地面積の約1.7%を占めている。その内訳は、田が41,100ha（55%）、畑が33,000ha（45%）である。

本県の農地は、今後とも引き続き減少が見込まれるものの、本県の人口が減少に転じる中での宅地等の需要の減少や農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組により、その減少傾向は緩やかになるものと推定される。

(2) 農用地等の確保の方針

本県の農地は、今後も減少が見込まれるところであるが、農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、法に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

このため、農業振興地域制度の適切な運用とともに、農地の保全・有効利用、農業生産基盤の整備、非農業的土地需要への対応、交換分合制度の活用、推進体制の確立等のための諸施策を通じた取組の推進により、農用地等の保全・確保を図る。

(3) 確保すべき農用地等の面積の目標

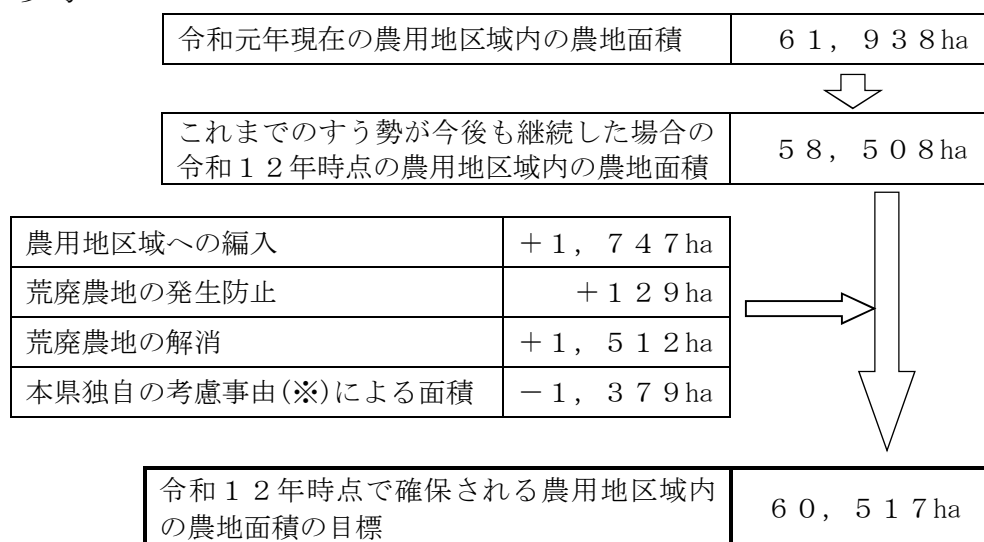
農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業振興施策を集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である。このため、(2)に掲げた農用地等の確保のための取組により、今後、相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域内の農地の確保を積極的に図っていく必要がある。

今後、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農

用地等の確保のための取組の推進により、令和12年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地（荒廃農地除く））の面積については、基本指針に示す設定基準に基づき算出し、現状（令和元年6月1日、938ヘクタール）よりも1,421ヘクタール減の60,517ヘクタールを目標として設定し、優良な農地の確保とその有効活用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

なお、基本指針に示す設定基準は別添のとおりである。

<参考>



※ 定期見直しにより除外される道路等の公共施設用地等

2 農用地等の確保のための施策の推進

(1) 農業振興地域制度の適切な運用

地域の農業振興に関する考え方を示すものである農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に関する事務は自治事務とされており、県及び市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。

したがって、県及び市町村は、本基本方針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。

(2) 農地の保全・有効利用

適切な農地の管理、認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、荒廃農地の発生防止、さらには、地域の実情に応じた農地保全のための各種施策を通じ、荒廃農地の解消に努め、農地の保全・有効利用を促進する。

また、農地中間管理事業による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約

化や日本型直接支払制度のうち多面的機能支払制度による地域共同の取組により農地の保全を促進するとともに、適切な農業生産活動が行われるよう中山間地域等直接支払制度による農業生産条件の不利補正を通じて、荒廃農地の発生防止・解消を推進する。

(3) 農業生産基盤の整備

生産性の高い農業、水田への野菜等の導入による高収益農業等の展開や、水田の有効利用を図るため、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の区画の拡大及び排水対策、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進等、地域の特性に応じて、生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入する。

(4) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的かつ総合的な利用や、認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化に支障が生じないことを基本とするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画其他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的な実施及び策定後の情勢の変化に対応した計画として確保することが重要であるため、市町村はおおむね5年ごとに法第12条の2に基づく基礎調査等を実施し、適切に管理する。

(5) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

市町村農業振興地域整備計画は、国土の合理的利用の見地から土地の自然的条件、土地利用の動向等を考慮するとともに、農業以外の用途との調整に留意した上で定められることとされている。このため、国及び地方公共団体は、法第16条に規定されるとおり、農用地利用計画を尊重して農用地区域内にある土地の農業上の利用が確保されるよう努める責務を有している。

したがって、国及び地方公共団体が、公用施設又は公共用施設を設置する場合、この責務を踏まえて、農用地区域内にある土地をこれらの施設の用に供しないよう努める。

なお、やむを得ず、農用地利用計画の変更が必要となる場合においては、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

(6) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等によ

り、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握する。

(7) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえて、この交換分合制度を活用するものとする。

(8) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する各種計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることが重要である。このため、県及び市町村においては、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、農林業団体、都市計画審議会その他関係団体を代表する者から幅広く意見を求めることとする。

(9) その他（埼玉県農林水産業振興基本計画に基づく施策の推進等）

本県では、令和3年3月に本県農林水産行政の中期的指針として令和7年度を目標年とした「埼玉県農林水産業振興基本計画」を策定している。基本計画は、埼玉県農林水産業振興条例（平成29年埼玉県条例第14号）に掲げる基本理念にのっとり、農業者の経営能力の向上、農業の競争力・持続性の強化、農業の多面的機能の発揮、農産物の安定供給等を旨として、目指すべき将来像を実現するための取組の展開方向等を明らかにしたものである。

農用地等の確保のための施策の実施に当たっては、基本計画に定める取組の展開方向との整合性を踏まえて、適切な調整を図りながら推進する。

また、本県農業は、恵まれた自然条件や大消費地に位置するという立地条件を生かし、都市近郊農業として発展してきた。このような本県農業の特性を踏まえ、都市近郊農業の育成や都市と農村の交流に配慮し、農用地等の確保に関する施策を推進する。

さらに、首都圏に位置する本県は、今後も農地に対して多くの非農業的土地需要が見込まれることから、農業的利用と都市的利用が調和した計画的な土地利用を推進することにより、優良農地の確保を図る。

3 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 土地利用の現状

ア 位置・地勢

埼玉県は、関東の中西部に位置し、東西約103km、南北約52kmにわた

る内陸県であり、全域が都心から100kmの圏域に含まれている。面積は、約3,798km²で国土の約1%を占めている。

地勢は、西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別され、西部の秩父連峰を源とする荒川がほぼ中央を貫流し、北部から東部の県境を利根川が流れている。山地、丘陵地の占める割合は38%で、全国における割合の約半分である。台地、低地の占める割合は、61%であり、全国で2番目に高い。

イ 気候

気候は、夏は蒸し暑く、冬は乾燥が厳しい内陸性の太平洋岸気候区に属し、年平均気温は約16.2℃、年間降水量は約1,364.0mm（熊谷地方気象台観測、令和2年）である。台風や豪雪等による気象災害は比較的少ないが、令和元年の台風19号では大きな被害が発生した。また、時として、ひょうや霜等の害を被ることがある。

ウ 土壌

農用地の土壌は、台地については全て黒ボク土壌群である。低地については、北部地域は利根川から、中部地域は荒川及びその支流から由来した沖積土で形成されており、おおむね褐色低地土又は灰色低地土の分布が多く、その他に細粒グライ土壌、黒泥土壌、泥炭土壌が分布しており、その土壌の作物生産力は高い。

エ 水利

河川は、群馬県北部を源流として県北部の県境付近を流れ、太平洋に注ぐ利根川と、奥秩父を源流として県の中心部を流れ、東京湾に注ぐ荒川の2水系のいずれかに属している。農業水利は、利根川、荒川をはじめとする大小の河川から取水する備前渠用水、見沼代用水、葛西用水、大里用水等の農業用水が編み目のように整備されている。また、丘陵地域は、ため池により農業用水がまかなわれている。

オ 交通

鉄道網は、東北新幹線、上越新幹線等JR東日本9路線、その他民間鉄道15路線から形成されている。

道路網は、高速自動車国道として、関越自動車道、常磐自動車道、東北自動車道、首都圏中央連絡自動車道、東京外環自動車道が整備されているほか、東埼玉道路や新大宮上尾道路など地域高規格道路の整備が進められている。

カ 土地利用

本県の土地利用を大別すると、西部地域が森林、北部及び東部・中西部地域の一部が農用地、南部地域が宅地に区分される。

県土面積に占める農用地の割合は、20%で全国第4位である。その他の用途の占める割合は、森林が32%、水面・河川・水路が5%、道路が9%、宅地が20%、その他が14%である。

(2) 将来の他用途利用の方向

ア 人口の推移

本県は、東京に隣接しているという地理的条件から、昭和30年代後半から人口が急増し、昭和50年までは年4～5%の高い増加率を示していた。経済の低成長期以後は緩やかな増加に転じ、現在の人口は、734.5万人（推計人口、令和3年4月1日現在）に達している。今後、本県の人口は減少に転じ、令和22年には、700万人を下回ると予想されている。

地域別に人口の推移をみると、県南部が人口増加の受け皿となってきたが、県北や秩父地域の中山間地域では、人口の減少が続いている。

イ 産業の推移

本県は、昭和30年代中頃からの高度成長に伴い、首都に隣接し、大きな消費地を有する立地特性や豊かな労働力を生かして、内陸工業県として経済発展を遂げてきており、経済のサービス化に伴ってサービス産業が県内総生産に占めるウェイトが高い状況が続いている。

県内総生産で見ると、平成21年度から平成30年度の10年間で、第1次産業はほぼ横ばいで推移するのに対し、第2次産業は2割増加、第3次産業は1割増加となっている。また県内に常住する就業者の産業別割合をみると、製造業などの第2次産業が減少傾向にある一方、サービス業などの第3次産業が増加傾向となっている。

今後については、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術が社会に浸透することで新たな価値が生まれる社会やサービスの変革のこと）の実現などにより、産業構造や働き方などが大きく変わることが想定される。

ウ 他用途利用の方向

本県は、昭和30年代以降、高度成長に伴う急激な人口増加による都市化や、工業化が進み、農地や森林から住宅地や工場用地等の宅地への土地利用転換が急速に進んだ。

近年においては、リーマンショックや東日本大震災、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行など経済停滞が生じているものの、停滞した経済を回復させるための経済諸活動の拡大や交通の要衝としての優位性から、農用地の他用途への転換の需要は引き続き見込まれる。

今後も本県農業が他産業と調和のとれた発展をしていくためには、生産性の高い集团的優良農地を中心とした農用地の保全・確保を基本としながら、宅地等の非農業的土地需要との調整を図りつつ、計画的な土地利用の確保に努めていくことが重要である。

(3) 農業及び農業的土地利用の推進方向

(1) 及び(2)に掲げる土地利用の現状及び経済・社会的条件等を踏まえつつ、本県における農業振興地域の整備の基本的推進方向について大別すると、中央部の丘陵・台地及び東部の低地に位置する市町からなる平坦地帯と西部の山地に位置す

る市町村からなる山間地帯の2つの農業地帯に区分することができる。(各農業地帯に属する市町村は、第2に掲げるとおり)

このため、本基本方針においては、必要に応じて平坦地帯と山間地帯を区分して、各項目における取組について掲げていく。

なお、農業及び農業的土地利用の推進方向についても、平坦地帯及び山間地帯に区分していくものとするが、平坦地帯については、対象となる地域が広範囲であることから、農業的土地利用の推進の方向について詳細に掲げるため、平坦地帯をさらに7つの地域に区分する。

ア 平坦地帯

本地帯は、西部の丘陵・台地、東部の低地に大別され、本県の農地の93%を占めている。人口は、本県の75%を占め、南部の都市化の傾向が著しい地域と北部の比較的都市化の傾向が緩やかである田園地帯から成り立っている。

農業の推進方向は、本地帯が本県農業の主要産地を形成していることから、都市近郊に立地する本地帯の特性を生かすことを基本として、人・農地プランの実質化等を通じ、農地の集積・集約化、高度利用、コスト低減等を促進しつつ、需要動向に即した生産性の高い土地利用型農業や集約型農業等の育成を図る。

農業上の土地利用は、田、畑、樹園地の多彩な利用がなされているが、大別すると、東部は田がほとんどを占め、西部は畑が大部分を占め、北部では畑及び田に利用されている状況である。このため、地域の農業の状況に応じた生産基盤整備を推進することにより、農地の確保・有効利用を促進する。

なお、農業の推進方向を踏まえた地域ごとの農業上の土地利用の推進方向は、以下のとおりである。

(ア) 南部地域(さいたま市(岩槻区除く)、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町)

本地域は、県南部の都市化された地域であり、畑及び田を中心とした土地利用が行われている。しかし、最も都市化が進展している地域であることから、限られた農地を高度に活用した集約型農業を展開していくこととし、このために必要な農地を良好な環境のもとに確保する。

また、都市住民との交流による農業を展開するため、農産物直売所、観光農園及び市民農園等の整備を図るとともに、見沼田圃等の都市近郊の農地については、貴重な緑地としての性格も有することから、その保全を図る。

(イ) 西部荒川下流地域(川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、滑川町、川島町、吉見町)

本地域は、荒川沿いに広がる低地であり、田を中心とした土地利用が行われている。このため、今後は、ほ場や排水路等の生産基盤の整備を促進するとともに、併せて、農地の利用集積の取組やスマート農業の推進等により、生産性の高い水田農業を推進する。

さらに、ブロックローテーションや水田裏作の活用により、水稻、麦、大豆、野菜等を総合的に組み合わせた水田農業を推進し、土地利用の高度化を図る。

(ウ) 西部台地地域（所沢市、狭山市、入間市、三芳町）

本地域は、武蔵野台地を中心とした地域であり、畑を中心とした土地利用が行われている。このため、今後は、畑地かんがい施設等の生産基盤整備や集出荷施設等の整備を促進し、生産条件の整備を図るとともに、スマート農業の推進等により、土地利用の高度化を図る。

また、本地域の南西部の狭山丘陵では、茶畑としての利用がなされていることから、今後も畑地かんがい施策等の生産条件の整備により、その利用の確保を促進する。

さらに、三富地域等においては、平地林の落ち葉等の有機資源を活用した伝統農法の推進を図る。

(エ) 西部丘陵地域（日高市、毛呂山町、小川町、嵐山町、鳩山町、寄居町）

本地域は、JR八高線沿線に広がる丘陵を中心とした地域であり、畑を中心とした土地利用が行われているが、傾斜条件、団地性、地力及び水利条件等にも恵まれていない。このため、畑地かんがい施設、農道等の生産条件の整備により、畑としての土地利用を確保する。

(オ) 北部利根川地域（本庄市、美里町、神川町、上里町）

本地域は、北部の利根川沿いの低地及び台地を中心とした地域であり、畑及び田としての土地利用が行われている。

畑については、国・県営事業等による用水路、パイプライン、スプリンクラー等のかんがい施設の整備が相当程度進んでおり、さらに、ほ場の整備率も高いことから、本地域は、県内でも主要な野菜の産地を形成している。今後は、この好条件を生かすとともに、さらに生産条件の整備を進めることにより、土地利用の高度化を図る。

田については、ほ場の整備率が高いことから、農地の集積・集約化の取組、スマート農業の推進等により、土地利用の高度化を図る。

また、畑、田、果樹園が混在した形での土地利用が行われている地域においては、水利、土壌条件等を勘案しつつ、農地の集積・集約化を進める等、土地利用の再編を促進する。

(カ) 北部荒川中流地域（熊谷市、行田市、鴻巣市、深谷市）

本地域は、北部の荒川中流沿いの台地を中心とした地域であり、畑を中心とした土地利用が行われている。また、国・県営事業等によるかんがい施設の整備が進んでいる地域においては、ほ場の整備率も高いことから、この好条件を活かして、米、麦、大豆、野菜、飼料作物等の多彩な農業生産活動を踏まえ、農

地の集積・集約化を促進する等、土地利用の高度化を図る。

(キ) 東部中川地域（さいたま市岩槻区、加須市、春日部市、羽生市、越谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町）

本地域は、田を中心とした土地利用が行われており、見沼代用水、葛西用水などの用水路の整備が進んでいる。

今後は、農地の集積・集約化の取組、スマート農業の推進等により、土地利用の高度化を図る。

なお、本地域は、排水不良の地域が多いことから、生産条件の整備に当たっては、農業用水の合理的利用を図るための用水路の再整備とともに、排水路の整備や一反区画ほ場の大区画化に向けた再整備について、特に配慮する。

また、本地域の西部では、田を中心に畑、樹園地の混在する土地利用がなされている地域があるので、水利、土壌条件等を勘案しつつ、農地の集積・集約化を進める等、土地利用の再編を促進する。

イ 山間地帯

この地帯は、全域が秩父山系に覆われ、秩父多摩甲斐国立公園が存するなど豊富な森林資源と豊かな自然に恵まれている地域であり、地域内に有する観光資源と相まって、本地帯を訪問する観光客は年間1,629万人（令和元年）となっており、今後も増加が見込まれる。

農業の推進方向は、山間地という立地条件から経営上の制約は大きいものの、本地帯の立地特性を活かし、地域の様々な資源を有機的に結びつけた特産品づくりや観光農業を推進するとともに、県民の心のふるさととして安らぎや潤いを提供するグリーンツーリズムに呼応した受け入れ体制の整備を図るものとする。また、本地帯では、農業が健全に営まれることにより、土砂崩壊や洪水の防止、水源のかん養、豊かな景観の維持等の農業の有する多面的な機能が高度に発揮されることから、適切な農業生産活動が行われるよう中山間地域等直接支払制度に取り組むなど、農業生産条件の不利補正を通じて荒廃農地の発生防止と解消を推進する。

農業上の土地利用は、全域が山間地帯であることから、田は少なく、畑、樹園地を中心とした利用がなされている状況である。このため、面積的に制約がある既存農地の効率的な利用を図るとともに、地域の特性を活かした生産基盤整備を推進する。

なお、地目別の農業上の土地利用の推進方向は、以下のとおりである。

(ア) 畑・樹園地

畑・樹園地については、集団性に恵まれず、かつ農地の混在がみられることから、農道等の整備を図り、中型機械による営農が可能となり得る程度の集積・集約化を促進することにより、畑・樹園地としての土地利用を確保する。

なお、観光農園やグリーンツーリズムのための土地利用については、各地域の農業振興の方向を踏まえ、その利用の確保を図る。

(イ) 田

田については、集団性、傾斜条件とも恵まれないため、生産性の高い水田農業の育成を図ることは困難である。このため、原則として中型機械利用を可能とする集団性を有する田を除いては、それぞれ周囲の立地特性に応じ、畑又は樹園地への転換を図るものとする。なお、環境、景観の保全等の観点からも重要な棚田等については、第4に掲げる方向に基づき適切な保全を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

1 農業振興地域の指定に関する基本的考え方

第1の3に掲げる農業上の土地利用の基本的方向を踏まえて、本県においては、農業的利用と都市的利用が調和した計画的な土地利用の確保を基本としつつ、農業振興に関する施策を計画的に推進するため、2に掲げる地域を、農業振興地域として指定することを相当とする地域とする。

(1) 平坦地帯

本地帯は、地域の土地利用の状況に応じた都市近郊農業が展開されており、本県の農業生産の大部分を担っている区域である。また、本地帯は、南部を中心に都市化が進展していることから、農地は生産の場のみでなく、貴重な緑地空間や防災空間としての役割を果たしている。

このため、法第6条第2項に定める農業振興地域の指定の基準を満たさない都県境付近の市以外の市町において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域及び都市計画区域内の用途地域等以外の地域とする。

(2) 山間地帯

本地帯は、山間地という立地条件から、農業経営上の制約は大きいものの、地域の特性を活かした農業が展開されていることから、大規模な山林及び都市計画法の都市計画地域内の用途地域等以外の地域とする。

2 指定予定地域

農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模は、以下のとおりである。

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
平坦地帯	さいたま地域 (さいたま市)	さいたま市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 10,024ha (農用地面積 2,691ha)	
	川越地域 (川越市)	川越市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 7,695ha (農用地面積 3,016ha)	
	熊谷地域 (熊谷市)	熊谷市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 13,292ha (農用地面積 5,539ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
平坦地帯	行田地域 (行田市)	行田市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 5,581ha (農用地面積 2,989ha)	
	所沢地域 (所沢市)	所沢市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 3,663ha (農用地面積 1,301ha)	
	加須地域 (加須市)	加須市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 11,926ha (農用地面積 6,433ha)	
	本庄地域 (本庄市)	本庄市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 5,050a (農用地面積 1,871ha)	
	東松山地域 (東松山市)	東松山市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 5,422ha (農用地面積 1,417ha)	
	春日部地域 (春日部市)	春日部市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 4,380ha (農用地面積 2,047ha)	
	狭山地域 (狭山市)	狭山市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 3,165ha (農用地面積 1,015ha)	
	羽生地域 (羽生市)	羽生市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 5,051ha (農用地面積 2,474ha)	
	鴻巣地域 (鴻巣市)	鴻巣市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 5,212ha (農用地面積 2,868ha)	
	深谷地域 (深谷市)	深谷市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域を除いた区域	総面積 11,906ha (農用地面積 5,958ha)	
	上尾地域 (上尾市)	上尾市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,024ha (農用地面積 534ha)	
	越谷地域 (越谷市)	越谷市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 3,036ha (農用地面積 849ha)	
	入間地域 (入間市)	入間市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 2,196ha (農用地面積 788ha)	
	桶川地域 (桶川市)	桶川市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,709ha (農用地面積 637ha)	
	久喜地域 (久喜市)	久喜市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 6,271ha (農用地面積 2,977ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
平坦地帯	北本地域 (北本市)	北本市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,261ha (農用地面積 481ha)	
	富士見・ふじみ野地域 (富士見市)	富士見市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,710ha (農用地面積 642ha)	
	(ふじみ野市)	ふじみ野市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 1,128ha (農用地面積 456ha)	
			総面積 582ha (農用地面積 186ha)	
	蓮田地域 (蓮田市)	蓮田市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,094ha (農用地面積 882ha)	
	坂戸地域 (坂戸市)	坂戸市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 3,033ha (農用地面積 1,154ha)	
	幸手地域 (幸手市)	幸手市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,819ha (農用地面積 1,445ha)	
	鶴ヶ島地域 (鶴ヶ島市)	鶴ヶ島市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 918ha (農用地面積 316ha)	
	日高地域 (日高市)	日高市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,983ha (農用地面積 805ha)	
	吉川地域 (吉川市)	吉川市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,417ha (農用地面積 1,152ha)	
	白岡地域 (白岡市)	白岡市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,947ha (農用地面積 943ha)	
	伊奈地域 (伊奈町)	伊奈町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 910ha (農用地面積 245ha)	
	三芳地域 (三芳町)	三芳町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,234ha (農用地面積 477ha)	
	毛呂山地域 (毛呂山町)	毛呂山町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 1,635ha (農用地面積 419ha)	
	滑川地域 (滑川町)	滑川町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 1,896ha (農用地面積 626ha)	
	嵐山地域 (嵐山町)	嵐山町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,755ha (農用地面積 614ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
平坦地帯	小川地域 (小川町)	小川町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,220ha (農用地面積 594ha)	
	川島地域 (川島町)	川島町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 3,847ha (農用地面積 2,007ha)	
	吉見地域 (吉見町)	吉見町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 3,677ha (農用地面積 1,418ha)	
	鳩山地域 (鳩山町)	鳩山町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,486ha (農用地面積 353ha)	
	美里地域 (美里町)	美里町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,605ha (農用地面積 1,110ha)	
	神川地域 (神川町)	神川町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,643ha (農用地面積 846ha)	
	上里地域 (上里町)	上里町のうち都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 2,545ha (農用地面積 1,070ha)	
	寄居地域 (寄居町)	寄居町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 3,498ha (農用地面積 1,280ha)	
	宮代地域 (宮代町)	宮代町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,229ha (農用地面積 562ha)	
	杉戸地域 (杉戸町)	杉戸町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,533ha (農用地面積 1,334ha)	
	松伏地域 (松伏町)	松伏町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,359ha (農用地面積 577ha)	
平坦地帯合計			総面積 161,854ha (農用地面積 66,757ha)	
山間地帯	秩父地域 (秩父市)	秩父市のうち都市計画法の用途地域、国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 18,643ha (農用地面積 1,060ha)	
	飯能地域 (飯能市)	飯能市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 3,617ha (農用地面積 434ha)	
	越生地域 (越生町)	越生町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,155ha (農用地面積 247ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
山間地帯	ときがわ地域 (ときがわ町)	ときがわ町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,763ha (農用地面積 342ha)	
	横瀬地域 (横瀬町)	横瀬町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 842ha (農用地面積 122ha)	
	皆野地域 (皆野町)	皆野町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,695ha (農用地面積 256ha)	
	長瀬地域 (長瀬町)	長瀬町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 932ha (農用地面積 153ha)	
	小鹿野地域 (小鹿野町)	小鹿野町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 3,067ha (農用地面積 469ha)	
	東秩父村地域 (東秩父村)	東秩父村のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 926ha (農用地面積 166ha)	
山間地帯合計			総面積 32,640ha (農用地面積 3,249ha)	
埼玉県合計			総面積 194,493ha (農用地面積 70,006ha)	

※ 各市町村の農用地面積は、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査を勘案し、耕地面積及び市街化区域内農地面積等から算出したものである。埼玉県合計は、この面積を合計したものである。

※ 指定予定地域の規模は、小数点第一位を四捨五入して記載しているため、その合計と地帯ごとの合計や埼玉県合計の数値が一致しない場合がある。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備及び開発は、効率的かつ安定的な農業経営を行う者が収益性の高い農業を営むために必要な生産性の向上を図るとともに、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化を通じた経営規模の拡大等による農業構造の改善を促進することを基本として、地域における農業者、住民等の関係者の合意形成を図りつつ、土地利用の高度化、水利用の合理化及び農村の生活環境に配慮しながら進める。

農業生産基盤の整備に当たっては、今までどおり、環境との調和への配慮を行うとともに、低コストな整備手法を導入し担い手への農地の集積・集約化を促進する。また、中山間地域における農業生産基盤と生活環境を確保するための施策の一体的な整備や都市化の進展に対応したほ場整備事業における非農用地区域の設定など、地域に即した整備手法を活用する。

田については、高性能大型機械を効率的に利用できるよう大区画ほ場の整備を促進するとともに、基幹排水路や暗きょ排水施設を計画的に整備し、水田の汎用化と高度利用化を推進していくものとする。畑については、区画整理を行うとともに、通作条件、農業用排水施設を総合的に整備していくものとする。また、農業用排水路や揚排水機場などの農業水利施設は、埼玉農業を支えるだけでなく県土を保全するためにも重要なものであることから、ストックマネジメントの考え方に基づいた計画的な更新整備を進める。農業用ため池については、決壊により人的被害等が想定されるものを防災重点農業用ため池に指定し、調査の結果、危険と判断された施設について防災工事等を進めていく。

以上の基本的な方向に基づき、各農業地帯別にその整備の方向を示せば次のとおりである。

2 農業地帯別の構想

(1) 平坦地帯

ア 田の整備

(ア) 水利条件については、原則として用排分離による汎用耕地化を基本目標とし、機械化による一貫作業体系、田畑輪かん及び水利用の合理化を前提とし、ほ区単位の水管理が可能となるよう整備を推進する。このため、中川水系、荒川水系、利根川上流等の主要水系地域の基幹農業用排水施設の更新・整備を図るとともに、末端の用排水路はほ場整備に併せて更新・整備を行う。

(イ) 高性能機械の導入による生産性の向上及び地域の意欲ある多様な農業者への農地の集積・集約化に資する大区画ほ場の整備を進める。

(ウ) 通作条件整備については、ほ場整備に併せ高性能機械の通行可能な幅員、密度等を考慮して整備を行う。

(エ) 区画整理等を契機として、農地の集積・集約化を進めることにより、担い手農家

の育成を図る。

イ 畑の整備

- (ア) 基本的には、生産性の向上等のため、主に区画整理の実施及び通作条件の整備を進めていくものとする。
- (イ) 沖積地の自然堤防上に広がる畑については、田との混在がかなり広範に及んでいることから、田の整備と併せて畑の整備を進める。
- (ウ) 洪積台地の畑については、干ばつ被害の解消と、野菜など多彩な品目の振興に備え、農業用排水施設等の整備を区画整理と併せて広範に進める。
- (エ) 野菜作付等が行われている畑地の農道については、品質の向上、集出荷の円滑化を図るため舗装を積極的に進める。
- (オ) 区画整理等を契機として、農地の集積・集約化を進めることにより、担い手農家の育成を図る。

ウ 樹園地の整備

- (ア) 畑の整備と同様に基本的には、生産性向上のため主に区画整理の実施及び農道の整備を進める。
- (イ) 散在している茶園、果樹園等の樹園地については、第1の3の農業上の土地利用の基本的方向に沿って、農地の集積・集約化を進める。
- (ウ) 現在、樹園地として利用され、将来もその利用を促進しようとする地帯は、用水が不足していることから、かんがい、防除等の用水確保を図るため、畑地のかんがい施設と併せて用水施設の整備を進める。
- (エ) 通作条件整備については、果物の荷いたみ防止を図るため、舗装を積極的に進める。
- (オ) 区画整理等を契機として、農地の集積・集約化を進めることにより、担い手農家の育成を図る。

エ 農業集落排水処理施設の整備

農村の混住化の進展、生活様式の変化等、農村を取りまく状況の変化に対応しつつ、農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持を図るため、集落排水処理施設の整備を促進する。また、整備済みの集落排水処理施設については適宜適切な時期に補修・更新を図る。

(2) 山間地帯

ア 田の整備

- (ア) 本地帯の田の排水は比較的良好であるが、用水施設が整備されていない地域が多いため、ため池などの用水施設の整備を進める。
- (イ) 農業生産性の向上と農地保全労力の軽減を図るための生産基盤整備を実施することにより、農地の有効利用を促進する。

イ 畑の整備

- (ア) 基本的には生産性の向上のため通作条件整備を主体に進める。
- (イ) 用水の再編を行うとともに、畑地かんがいを中心とする用水施設の整備を進

める。

(ウ) 農業生産性の向上と農地保全労力の軽減を図るための生産基盤整備を実施することにより、農地の有効利用を促進する。

ウ 樹園地の整備

(ア) 畑と同様に基本的には通作条件整備を主体に進める。

(イ) 農業生産性の向上と農地保全労力の軽減を図るための生産基盤整備を実施することにより、農地の有効利用を促進する。

エ 農業集落排水処理施設の整備

農村の混住化の進展、生活様式の変化等、農村を取りまく状況の変化に対応しつつ、農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持を図るため、集落排水処理施設の補修・更新を促進する。

3 広域整備の構想

(1) 用排水改良

ア 西部荒川下流地域

本地域は、荒川本川、入間川等の流域に展開する田、畑を対象としてほ場整備及び排水路や排水機場の整備を進めるとともに、既存の用排水施設の補修・更新整備を進める。

イ 北部利根川地域

本地域は、神流川、利根川上流、小山川、福川等の流域で、田は沖積地、畑は洪積地と比較的はっきり区別される地域である。児玉地域においては、完了後の国営事業に関連して用排水施設の補修・更新整備を進める。

ウ 北部荒川中流地域

本地域は、荒川中流沿いの台地であり、国営農地防災事業及び国営付帯県営農地防災事業により地域の幹線用水路の整備を進める。また、荒川中部土地改良区の管理区域内は、現在実施中の国営事業に関連して用排水施設の補修・更新整備を進める。

エ 東部中川地域

本地域は北側は利根川、東側は江戸川、南側は綾瀬川に囲まれた市町を含む地域で、沖積地が地区の大半を占め、畑は洪積台地の一部と自然堤防上に点在している。このため本地域における用排水改良は、田を中心に進められており、用水は利根川及び江戸川からの取水がそのほとんどを占め、排水はその全域が中川に集水される。用水については、見沼代用水は埼玉合口二期事業により整備され、葛西用水や江戸川右岸用水等は利根中央事業により整備された。今後は、幹線排水路の更新、整備を進めるとともに、排水改良による湛水被害の除去、湿田の乾田化、ほ場整備等の実施による耕地の大区画化進め、高能率機械による営農を可能にする。

(2) 通作条件の整備

ア 平坦地帯

本地域は、中川水系、荒川水系及び利根川上流地域にまたがる洪積、沖積地であり、田を主体として畑及び樹園地が混在している地域であり、都市化に伴う一般交通の増大による影響により、農耕車の運行等が阻害されている現状にある。

今後は高性能機械の導入に併せつつ、営農体系に則した通作条件の整備を進める。

イ 山間地帯

本県の山間丘陵地域は、荒川上流地域及び支流の山間地帯にわたり小規模団地の樹園地等が多く造成され、団地別に耕作道が設置されているが、相互間の連絡道路が整備されていない。今後これら地域を一体としての集団営農団地を構成し、集出荷施設の導入とスマート農業の推進を図り、生産から集出荷までの諸作業の省力化を促進するため、これらを結ぶ通作条件を整備し、併せて山間地帯の農村の生活環境を整備する。

(3) ほ場整備

農業施策の牽引者となりうる担い手を育成し、農地の集積・集約化を進めるためには、ほ場の整備が必要である。基幹的用水施設は、国営事業等により整備が進んでいることから、排水路整備と併せてほ場整備を推進する。特に、一反区画整備においては、通作条件の整備、農地の集積・集約化に主眼をおいた整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

農業従事者の高齢化、減少等により荒廃農地が増加するなど、農用地等のかい廃が進んでいる。荒廃農地は、当該農用地等で農業生産が行われないほか、近隣の農用地等の農業生産に悪影響を与え、地域の営農環境に大きな影響を及ぼすばかりでなく、良好な田園風景を阻害するなどの悪影響がある。また、農村の集落機能の弱体化は、集落組織等が担っていた農用地等の保全管理機能の低下を引き起こしている。

農用地等は、最も基礎的な農業生産基盤であり、一度荒廃するとその回復が困難な資源である。したがって、将来にわたり、安全な食料を安定的に供給するとともに、農業の有する多面的機能を発揮していくためには、荒廃化等による農用地等のかい廃を防ぎ、国内の農業生産に必要な農用地等を営農に適した良好な状態で保全するとともに、その有効利用を図っていくことが必要である。

また、山間地帯では、平坦地帯に比べ農業の生産条件が不利であることから、平坦地に比べ荒廃農地の割合が高くなるなど、農用地等の適切な保全管理を行うことが特に困難になってきている。

こうした中であって、山間地帯は、河川等の上流域に位置し、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の農業生産活動による多面的機能の発揮を通じて下流域の住民の生活基盤を守る防波堤として重要な役割を担っていることから、農用地等の保全が図られるよう努める。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

農業地帯ごとの農用地等の保全の基本的方向については、以下のとおりである。

ア 平坦地帯

ほ場整備等が行われていない集団的に存在する農用地等については、効率的かつ安定的な農業経営を営む者により高収益で効率的な農業が営まれることが望ましいことから、農地中間管理機構との連携を図りつつほ場整備等の農業生産基盤の整備を通じて、農地の集積・集約化等を促進することにより、荒廃農地の発生防止、荒廃農地の活用に努める。

集落内に介在する農用地等については、地域住民の合意を形成しながら農業的利用と都市的利用が調和した計画的な土地利用を推進するとともに、市民農園の整備や学校ファーム、福祉農園としての活用等の取組を通じて、荒廃農地の活用を図ることなどにより、農用地等の保全を図る。

イ 山間地帯

山間地帯においては、地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利であることから、ほ場整備等の農業生産基盤の整備を図るとともに、生産条件の不利を補正するための支援等の取組を通じて、荒廃農地の発生の防止、荒廃農地の活用

を図るものとする。また、山間地帯においては、過疎化や高齢化の進行により、農業従事者が減少していることから、第9に定める方向に基づき農山村の生活環境の整備を促進すること等により、農業従事者を確保するとともに農用地等の保全を図る。

2 農用地等の保全のための事業

(1) 農業生産基盤の整備

荒廃農地の発生の防止・解消、活用を図るためには、農業生産基盤の整備により、生産性の向上を図ることが重要である。特に、山間地帯は、農業生産基盤の整備の立ち遅れをはじめとして、平坦地帯に比べ営農条件が厳しいことから、この整備を促進することにより、営農条件の改善を図ることが重要である。

このため、第3に掲げる方向に基づき、地域の農業の特性に応じたほ場整備事業、かんがい排水事業等を実施するなど、農業生産基盤の整備に努める。

(2) 農地等の保全管理

自然災害等から農地等を保全するため、第3に掲げる方向を踏まえて、以下の対策を講ずる。

平坦低湿地においては、都市化の進展など地域条件の変化により排水条件が悪化し、浸水被害が発生している地域を対象に排水路や排水機場等を整備するとともに、地盤沈下により低下した機能の復旧及び農業用施設の被害を復旧するための用排水施設の整備を図る。

防災重点農業用ため池については、地震・豪雨耐性評価及び劣化状況評価を実施し、対策等が必要な施設について防災工事等を進めていく。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 担い手への集積・集約化の促進

農地中間管理事業、利用権設定等促進事業等の積極的な活用により利用権の設定等の促進及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者や農地所有適格法人等の担い手へ農地の集積・集約化を促進する。

特に本県の場合は、地価が高く農地の資産的保有の傾向が強いことから、賃貸借等に加えて、農作業受委託による集積・集約化を推進する。

また、担い手が不足している地域においては、地域の意向を踏まえ企業等の農業参入を進める。

(2) 農用地等の保全管理の支援

住宅介在農地など、担い手への農地の集積・集約化が困難な荒廃農地は、市民農園や景観形成作物の栽培など地域の状況に合わせた活用を支援する。

また、多面的機能支払制度を通じて、農用地・水路・農道等の基礎的な保全活動など共同活動を支援するとともに、地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長

寿命化のための活動を支援する。

(3) 山間地帯の農用地等の保全活動

山間地帯における農業の生産条件の不利補正を通じて荒廃農地の発生防止と解消を図る中山間地域等直接支払制度に取り組むことにより、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう支援する。

また、集落協定や集落団体等による荒廃農地の発生防止等の活動や農業用排水路、農道等の管理活動については、中山間地域等直接支払制度に基づく集落協定や、基金を生かしこれらの活動を促進することにより、農用地等の保全を図る。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

(1) 平坦地帯

農用地等を将来にわたって有効に活用していくためには、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化を促進することにより、農業経営の規模拡大を実現し、生産性の向上と農業の体質強化を図ることが重要である。

このため、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業等を積極的に活用することにより、農作業の受委託を含めた幅広い形での農地の流動化を促進する。

米麦を中心とする土地利用型農業については、人・農地プランの作成更新を通じた集落での話し合いにより、担い手への農地の集積・集約化や荒廃農地の解消を促進するとともに、裏作の導入等による農用地の高度利用を推進する。また、農作業の共同化や機械・施設の有効利用等を図り地域全体として土地利用の高度化と生産コストの低減を促進する。さらに、耕種農家と畜産農家の連携等による地力の維持増進等についても配慮する。

野菜を中心とする集約型農業については、収穫、出荷等に多くの労働力を要することから、先端技術の活用や共同選果等作業の効率化、快適な農作業環境の整備、農業労働の支援システムの確立を図るとともに、労力を効率的に配分する輪作体系を確立していくものとする。また、高収益作物の導入や農産物のブランド化による販路拡大等により規模拡大を推進する。

(2) 山間地帯

本地帯は、広大な森林に囲まれ集団的な農地が少ないことから、一部の地域を除き、農地の流動化による大規模な土地利用型農業を展開することは困難である。このため、貴重な農地の高度利用や生産技術の向上、高齢者の知識や労働力の活用などを図りつつ、多彩な農産物の生産や加工品の開発とその販路の開拓、販売方式の確立を図る。

また、観光資源の存在及び多数の観光客の来訪という本地帯の特性を活かした観光農業を育成する。

2 目標経営モデル

県内各地域の特性を考慮した34例の目標経営モデルを示すと次のとおりである。

＜モデル策定の前提条件＞

- 所得目標：主たる従事者1人当たり、560万円
- 労働時間：主たる従事者1人当たり、1,800時間程度
- 基幹農業従事者：家族2人を基準

営農類型	経営規模
<p>＜1＞ 主穀単一 基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻単作＝7ha 水稻・麦＝4ha 大豆・麦＝6ha 麦単作＝2ha 大豆単作＝1ha 作業受託＝8ha 〈経営規模〉 20ha</p>
<p>＜2＞ 主穀単一 （組織法人経営） 基幹従事者 6人</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻単作＝23ha 水稻－麦＝10ha 大豆－麦＝27ha もち加工＝5t 作業受託 100ha 〈経営規模〉 水田 60ha</p>
<p>＜3＞ 主穀単一 （集落営農経営） 基幹従事者 出役料金 1,500円/時間（10人の出役を想定）</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻単作＝9ha 水稻－麦＝1ha 飼料稲－麦＝5ha 麦単作＝10ha 大豆単作＝5ha 〈経営規模〉 30ha （集落全体を借地とする）</p>

営農類型	経営規模
<p>〈4〉 主穀・露地野菜複合</p> <p>基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻-大麦=5.5ha 大豆-麦=5.0ha ブロッコリー (秋) =1.3ha (春) =0.2ha</p> <p>〈経営規模〉 12ha</p>
<p>〈5〉 主穀・水産食用養殖複合</p> <p>基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻=5.5ha 大豆-小麦=4.0ha ホンモロコ (養殖池) =0.5ha</p> <p>〈経営規模〉 10ha</p>
<p>〈6〉 施設きゅうり露地野菜複合</p> <p>基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 促成きゅうり=2,000 m² 抑制きゅうり=2,000 m² 越冬きゅうり=2,000 m² 半促成きゅうり=2,000 m² 冬ブロッコリー=1.0ha</p> <p>〈経営規模〉 低コスト耐候性ハウス 4,000 m²</p>
<p>〈7〉 施設トマト・露地野菜複合</p> <p>基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 促成トマト=2,000 m² 高糖度トマト=1,000 m² 秋冬ブロッコリー=1ha</p> <p>〈経営規模〉 アクリルハウス 3,000 m² 普通畑 1 ha</p>

営農類型	経営規模
<p><8> 施設トマト（直売） 基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 促成トマト=1,000 m² 抑制トマト=1,000 m² 半促成きゅうり=1,000 m² ほうれん草=0.2ha ブロッコリー=0.2ha ねぎ=0.2ha さといも=0.2ha スイートコーン=0.3ha</p> <p>〈経営規模〉 アクリルハウス 2,000 m² 普通畑 1 ha</p>
<p><9> 施設軟弱野菜 基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 こまつな=延 3,000 m² みずな=延 3,000 m² 水耕ほうれんそう=延 16,000 m² 水耕ルッコラ=延 16,000 m²</p> <p>〈経営規模〉 低コスト耐候性ハウス 3,000 m² 養液栽培装置 2,000 m²</p>
<p><10> 施設いちご・主穀複合 基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 促成いちご=2,000 m² 高設栽培いちご（摘み取り体験用）=1,000 m² いちご苗生産=40,000 株 水稻=2.0ha</p> <p>〈経営規模〉 低コスト耐候性ハウス 3,000 m² 水田 2ha</p>
<p><11> 露地野菜・ほうれんそう複合 基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 ほうれんそう=1.1ha みずな=1.8ha さといも=0.7ha 緑肥作物=1 ha</p> <p>〈経営規模〉 2ha</p>

営農類型	経営規模
<p>〈12〉 ブロッコリー・スイートコーン複合</p> <p>基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 春ブロッコリー=1.5ha （二重トンネル栽培 0.5ha） （一重トンネル栽培 1.0ha） 秋冬ブロッコリー=2.2ha スイートコーン=2.0ha （トンネル栽培 1.0ha） （露地栽培 1.0ha）</p> <p>〈経営規模〉 普通畑 3.5ha</p>
<p>〈13〉 ねぎ・にんじん複合</p> <p>基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 ねぎ（冬まき）=1.5ha ねぎ（春まき）=1.5ha 人参（冬まき）=1.0ha 水稻（普通植）=1.5ha</p> <p>〈経営規模〉 4.5ha</p>
<p>〈14〉 葉物単一</p> <p>基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 こまつな=5.4ha（0.9ha, 6作） みずな=1.8ha（0.3ha, 6作） ベカナ =0.5ha</p> <p>〈経営規模〉 1.7ha</p>
<p>〈15〉 なし単一</p> <p>基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 幸水= 0.7ha 簡易被覆栽培 0.2ha 普通栽培 0.5ha 彩玉= 0.1ha 豊水= 0.2ha 晩生品種（新高、あきづき、王秋）= 0.2ha</p> <p>〈経営規模〉 1.2ha</p>

営農類型	経営規模
<p data-bbox="209 212 272 239"><16></p> <p data-bbox="209 257 352 284">ぶどう単一</p> <p data-bbox="209 353 437 380">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="722 212 890 239">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="707 257 951 284">露地ぶどう 0.5ha</p> <p data-bbox="707 306 978 333">雨除けぶどう 0.5ha</p> <p data-bbox="707 353 1007 380">施設加温ぶどう 0.2ha</p> <p data-bbox="722 450 858 477">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="735 499 810 526">1.2ha</p>
<p data-bbox="209 602 272 629"><17></p> <p data-bbox="209 647 336 674">茶（個人）</p> <p data-bbox="209 743 437 770">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="722 602 890 629">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="707 647 1090 674">乗用型摘採機管理茶園 3.8ha</p> <p data-bbox="707 696 922 723">通常茶園 0.2ha</p> <p data-bbox="707 743 922 770">やぶきた 2.0ha</p> <p data-bbox="707 792 959 819">さやまかおり 1.0ha</p> <p data-bbox="707 840 951 866">ふくみどり 0.6ha</p> <p data-bbox="707 889 951 916">ほくめい 0.4ha</p> <p data-bbox="722 985 858 1012">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="762 1034 810 1061">4ha</p>
<p data-bbox="209 1135 272 1162"><18></p> <p data-bbox="209 1180 336 1207">茶（法人）</p> <p data-bbox="209 1276 453 1303">基幹従事者 5人</p>	<p data-bbox="722 1135 890 1162">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="707 1180 1090 1207">乗用型摘採機管理茶園 13.0ha</p> <p data-bbox="707 1229 922 1256">通常茶園 2.0ha</p> <p data-bbox="707 1276 922 1303">やぶきた 7.0ha</p> <p data-bbox="707 1326 978 1352">さやまかおり 3.5ha</p> <p data-bbox="707 1373 978 1400">ふくみどり 3.0ha</p> <p data-bbox="707 1422 978 1449">ほくめい 1.5ha</p> <p data-bbox="722 1518 858 1545">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="762 1568 818 1594">15ha</p>
<p data-bbox="209 1668 272 1695"><19></p> <p data-bbox="209 1713 325 1740">しいたけ</p> <p data-bbox="209 1809 424 1836">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="722 1668 890 1695">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="707 1713 1026 1740">植菌原木本数 30,000本</p> <p data-bbox="707 1762 1054 1789">用役ほだ木本数 85,600本</p> <p data-bbox="722 1859 858 1886">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="707 1908 959 1935">フレーム 2,268㎡</p> <p data-bbox="707 1955 890 1982">ほだ場 35a</p>

営農類型	経営規模
<p data-bbox="212 210 272 237"><20></p> <p data-bbox="212 259 347 286">こんにゃく</p> <p data-bbox="212 353 437 380">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="724 210 890 237">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="711 259 842 286">こんにゃく</p> <p data-bbox="743 309 1299 336">1年生 0.5ha、2年生 1.6ha、3年生 0.6ha</p> <p data-bbox="711 358 906 385">こんにゃく加工</p> <p data-bbox="743 407 906 434">生玉 4,900kg</p> <p data-bbox="724 501 858 528">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="756 551 826 577">2.7ha</p>
<p data-bbox="212 600 272 627"><21></p> <p data-bbox="212 649 272 676">酪農</p> <p data-bbox="228 698 363 725">(加工含む)</p> <p data-bbox="212 792 437 819">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="724 600 890 627">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="711 649 772 676">生産</p> <p data-bbox="743 698 970 725">常時搾乳牛 37頭</p> <p data-bbox="743 748 1043 775">飼料生産 延べ 8.5ha</p> <p data-bbox="711 797 772 824">加工</p> <p data-bbox="743 846 1034 873">アイスクリーム 7000L</p> <p data-bbox="711 940 874 967"><経営規模></p> <p data-bbox="711 990 874 1016">経産牛 40頭</p> <p data-bbox="711 1039 874 1066">育成牛 19頭</p> <p data-bbox="711 1088 874 1115">飼料畑 5.0ha</p> <p data-bbox="711 1137 1123 1164">アイスクリーム製造 5万6千食</p>
<p data-bbox="212 1182 272 1209"><22></p> <p data-bbox="212 1232 300 1258">肉用牛</p> <p data-bbox="212 1326 437 1352">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="724 1182 890 1209">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="711 1232 1082 1258">黒毛和種 出荷頭数 39頭</p> <p data-bbox="711 1281 1069 1308">交雑種 出荷頭数 129頭</p> <p data-bbox="724 1375 858 1402">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="711 1424 900 1451">肉用牛 250頭</p>
<p data-bbox="212 1473 272 1500"><23></p> <p data-bbox="212 1523 421 1550">養豚 (加工含む)</p> <p data-bbox="212 1617 437 1644">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="724 1473 890 1500">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="711 1523 826 1550">年間肉豚</p> <p data-bbox="743 1572 986 1599">出荷頭数 1,700頭</p> <p data-bbox="743 1621 1145 1648">加工 ハム・ソーセージ 280kg</p> <p data-bbox="724 1715 858 1742">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="711 1765 842 1792">豚 950頭</p> <p data-bbox="727 1814 900 1841">(種雌豚 80頭)</p> <p data-bbox="727 1863 890 1890">(種雄豚 6頭)</p> <p data-bbox="727 1912 979 1939">(育成・肉豚 864頭)</p>

営農類型	経営規模
<24> 養 鶏 基幹従事者 2人	<作付面積等> 常時成鶏羽数 19,870羽 鶏卵年販売量 出荷 205,033kg 産地直売 87,872kg <経営規模> 採卵鶏 21,000羽
<25> 洋ラン 基幹従事者 2人	<作付面積等> ファレノプシス 1,000㎡ <経営規模> アクリルハウス 1,000㎡
<26> 鉢物・苗物 基幹従事者 2人	<作付面積等> 苗物 (パンジー、ニチニチソウ等) 7,260㎡鉢物 (シクラメン、キク等) 2,904㎡ <経営規模> アクリルハウス 1,650㎡ パイプハウス 1,650㎡
<27> ユリ 基幹従事者 2人	オリエンタルハイブリッドリリー <経営規模> アクリルハウス 5,000㎡
<28> 宿根アスター 基幹従事者 2人	<作付面積等> 宿根アスター 1.5ha <経営規模> パイプハウス 6,000㎡ 普通畑 0.3ha
<29> バラ 基幹従事者 2人	<作付面積等> バラ切花 4,000㎡ <経営規模> アクリルハウス 4,000㎡

営農類型	経営規模
<p>〈30〉 植木・苗木 基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 アジサイ 2,000 m² アベリア 1,200 m² ウツギ 1,000 m² コデマリ 1,200 m² その他 6,600 m²</p> <p>〈経営規模〉 育苗ハウス 1,000 m² 普通畑 1.1ha</p>
<p>〈31〉 花木鉢物 基幹従事者 3人</p>	<p>〈作付面積等〉 ウメ 130a マユミ 140a その他 180a</p> <p>〈経営規模〉 パイプハウス 1,000 m² 鉄骨ハウス 1,300 m² 植木畑 4.2ha</p>
<p>〈32〉 キンギョ養殖 基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 小赤生産 0.3ha 更紗和金類 0年魚 0.2ha 1年魚 0.1ha 琉金類 0年魚 0.2ha 1年魚 0.2ha</p> <p>〈経営規模〉 養殖池 1.0ha</p>
<p>〈33〉 山間観光農業 基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 雨よけぶどう 60a 露地ぶどう 40a いちご 2,000 m²</p> <p>〈経営規模〉 ぶどう 1.0ha いちご 0.2ha</p>

営農類型	経営規模
<34> 都市観光農業 基幹従事者 2人	<作付面積等> ぶどう 0.6ha ブルーベリー 0.4ha キウイフルーツ 0.2ha さつまいも 0.3ha スイートコーン 0.1ha 枝豆 0.1ha だいこん 0.1ha <経営規模> 樹園地 1.2ha 普通畑 0.5ha

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する対策

2の目標経営規模を実現するため、次のような対策を講ずる。

- (1) 多様化する新規就農希望者を対象に、その技術・経営能力の向上を図るため、県農業大学校の教育や研修機能を充実するとともに、市町村や農協、農業委員会など関係機関・団体が一体となって研修等の支援を行う。
- (2) 認定農業者等の意欲ある農業経営体に対しては、栽培技術や経営改善、農産物の販売方法の確立など必要な支援を実施し、農業の担い手としての経営力の向上を図る。
- (3) 法人化を志向する農業経営体に対しては、現状の農業経営の分析に基づき、経営指導や情報提供を行うなど状況に応じた支援を実施し、経営の高度化を図る。
- (4) 意欲ある農業者の創意工夫や自主性による農業経営の発展に資するため、農業制度資金の利用拡大を図る。
- (5) 担い手への農地の集積・集約化を進めるため、市町村、農業委員会、農協、農地中間管理機構などの関係機関・団体が連携し、農地流動化施策を総合的に推進する。
- (6) 先端的な情報通信技術等を活用したスマート農業を促進し、作業の「省力化」・「効率化」、技術・知識の「見える化」を図る。
- (7) 生産性の維持・向上を図り、かつ農地の有効利用を促進するため、地域農業関係者の自主的組織を活用した合意形成による農作業受委託を促進するとともに、農業機械や農業施設を使用する作業については共同利用を推進し、効率的な農作業の実現を図る。
- (8) 大消費地の中の農業県という本県の強みを活かして地産地消を一層推進するため、消費者が新鮮で安全・安心な県産農産物を身近で購入できるよう、また、生産者にとっては地域の消費者ニーズをとらえ販路拡大につながる生産ができるよう支援する。
- (9) 全国有数の食料品製造品出荷額を誇る本県の強みを活かし、収益性の高い農業経営体の育成を図るため、付加価値の向上や販路拡大に向けて農業の6次産業化や農商工連携を促進する。
- (10) 観光農園の整備、都市との連携やふれあいを通じて地域の活性化を促進する。

- (11) 野生鳥獣の生息域の拡大に伴い増加した農業被害を防止するため、他県を含めた広域的な連携を図るとともに、地域ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策を推進する。
- (12) 地域農業の振興において、市町村、農業委員会、農協、農地中間管理機構などの果たす役割が大きいことから、それぞれの組織の機能が高度に発揮できるよう関係機関・団体との連携を進める。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県農業は、今後、土地利用型農業の規模拡大、集約型農業における高度技術の導入、特産品の育成、地球温暖化対策等を推進しながら、作目ごとに需要に応じた高品質、低コスト生産に取り組み、地域の特色に応じた競争力のある産地づくりを進めるものであるが、34例の経営モデルが示すような多彩な農業を展開していく上で、生産、流通、加工、販売、情報等の機能の計画的な整備が必要である。

今後の農業技術、生産体制のあり方も含め、農業近代化施設の整備方針を地帯別、重点作物別に示すと次のとおりである。

1 農業地帯別の農業近代化施設整備の方針

(1) 平坦地帯

この地帯の重点作物としては、米・麦・大豆、野菜、果樹、花・植木、茶、畜産があり、今後における農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

ア 米・麦・大豆

主食用米の需要量は、昭和30年代後半以降、一貫して減少傾向にある。平成27年以降は人口減少等を背景に年10万トン程度に減少幅が拡大している。

需要量の大きな回復は望めないことから、米価水準については、今後とも低価格傾向は続くと見込まれる。

したがって継続的な主穀作経営を可能とするためには、省力・低コスト生産技術や能率のよい機械や施設の導入を推進し、収益の最大化を図る必要がある。

このため、高性能低燃費機械の導入や大型機械化体系の確立、新たな資材費低減技術の普及促進、地域共同利用施設であるントリーエレベーターやライスセンターの積極的な活用などにより生産コストの低減を推進する。

さらに、担い手への農地の集積・集約化や作業委託を推進し、ほ場区画の拡大を図るなど条件の改善を行い、農作業の効率化を図る。

また、麦・大豆の高品質化と収量の増加を図るとともに、需要のある飼料用米などの非主食用米の生産拡大を推進し、安定した農業経営の確立を図る。

イ 野菜

新鮮、良質かつ安全な野菜を安定的かつ計画的に供給するとともに、生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産量、販売額、消費量を高める取組を支援するとともに、多様化するニーズに対応した野菜生産を推進する。

生産の省力化及び最適化を図るため、露地野菜における機械化並びに施設野菜における栽培方式の改善、作業の分業化、雇用労力の活用等を推進する。

また、多様化・細分化する実需者ニーズへの迅速な対応及び収穫後の調製・選別労力の大幅な削減を図るため、収穫後から出荷までの機械化・自動化を促進するとともに、集出荷施設等の整備を行う。

さらに、新たな野菜産地の育成に向け、農商工連携による新たな需要の開拓に

取り組むとともに、県内の食品製造業者等が求める品目や品種、規格などに応じた生産・安定供給ができる産地の育成、流通・販売体制の整備を促進する。

また、鮮度・味・安心感を求める消費者の要望に対応するため、直売の推進・拡大を図る。

ウ 果 樹

生産性の高い果樹園経営を育成するため、省力化機械・施設の導入、優良品種の導入、低温の貯蔵技術の導入による出荷期間の拡大などを推進する。

また、農協系統を核とした生産、消費動向に関する情報システムの確立を図り、これを活用した生産出荷体制を確保するため、共同利用施設(集出荷施設、貯蔵施設等)の再編整備を促進する。

エ 花・植木

多様な消費者ニーズや担い手の減少、高齢化に対応できる生産供給体制を確立するため、省力的な生産施設や低エネルギー施設等低コスト生産に対応した施設整備を推進する。

また、新たな需要を開拓して、花と緑のある暮らしを一層推進していくため、利用方法や花・植木に対する知識の普及を図るイベントの開催や花育活動を積極的に行っていく。

さらに、生産供給体制の整備に対応して、集出荷施設の整備を促進する。

オ 茶

乗用型管理機械及び防霜施設などの生産基盤の整備を推進し、生産性・品質の向上を図る。

また、新たな需要に即した製品の開発や製茶農家と生葉生産農家を有機的に結びつけた共同利用加工施設の整備を促進し、茶業経営の合理化・安定化を図る。

カ 畜 産

生産性の向上や経営安定を図るため、都市環境と調和を図り、ICT等を活用したスマート畜産による省力化や優良家畜の確保、自給飼料の増産等を推進する。

畜舎整備に当たっては、野生動物の侵入防止対策を講じるなど防疫対策に重点を置きながら、混住化の進展などを踏まえ周辺環境に配慮する。また、安心・安全な畜産物の提供のため、農場HACCP方式に基づく飼養生産衛生管理施設の整備など、衛生管理の高度化と近代化を推進する。なお、家畜排せつ物処理施設の整備に当たっては、臭気対策など周辺環境に配慮するとともに、適正管理と一層の利用促進のため、耕種農家のニーズに応じた処理施設の整備を推進する。

また、自給飼料生産に立脚した畜産経営を拡大するため、飼料作物の生産拡大を推進するとともに、水田を有効活用した飼料米や稲発酵粗飼料用水稲、稲わらの生産拡大を推進する。また、畜産農家と耕種農家との連携等による家畜排せつ物等の有効利用を推進し、地力の増進と環境に配慮した畜産振興を図る。

(2) 山間地帯

この地帯の重点作物としては、野菜、果樹、花・植木、茶、こんにゃく、養蚕、畜産があり、今後における農業技術、生産体制及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

ア 野菜

整備の方針は平坦地帯と同様であるが、特に地場野菜産地の強化を図る。

イ 果樹

くり、ぶどうなど地域に適した果樹産地が形成されてきているが、さらにこれを発展させるため、地域特産果樹として観光農業の主力品目に位置付け、生産販売体制の整備を図る。

ウ 花・植木

地域に適応した品目の選定を行い、生産用機械施設の導入によって省力化を図るとともに、生産出荷組織の整備を促進する。

エ 茶

高性能機械及び荒茶加工施設の統合整備を推進し、生産性・品質の向上を図る。また、仕上げ加工施設の整備促進と直売を中心とした販売体制の確立を進め、経営の安定化を図る。

オ こんにゃく

未利用農地等を活用した輪作体系を確立し、生産性の向上を図る。また、加工販売体制の整備を推進し、高付加価値化等を図る。

カ 畜産

整備の方針は平坦地域と同様である。

2 広域整備の構想

(1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等

米・麦・大豆の品質の高水準化と生産コストの低減及びロットを確保した販売を推進するため、穀類乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベーター)、穀類乾燥調製施設(ライスセンター)等の地域基幹施設の利用を促進する。

また、こうした多くの穀物乾燥貯蔵施設等は老朽化が進んでいることから、計画的な改修や機能の強化を行い、長寿命化及び施設の再編を推進する。

(2) 野菜集出荷施設

野菜の集出荷の円滑化と大型化を推進して市場への対応性を強化するため、広域利用の集出荷施設を整備するとともに、多様化する実需者ニーズに対応するため、集出荷施設と一体的にパッケージセンター等の整備を促進する。

(3) 果樹生産近代化施設

果樹産地の生産体制の強化を図り、集団営農用機械、施設の整備を促進する。また、多様化する消費者ニーズに的確に対応できる生産出荷体制を確立するため、近

代的な集出荷施設等の整備を促進する。

(4) 畜産物流関連施設

優良後継牛の確保による酪農・肉用牛経営の生産基盤強化を図るため、秩父高原牧場の基盤整備と機能を強化する。

また、畜産物の品質向上や流通合理化による畜産農家の収益向上のため、集送乳施設や食肉処理施設に HACCP に沿った衛生管理の徹底を促し、これに対応した施設整備を推進するとともに、流通合理化に即した再編整備も推進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の状況

県では、農業大学校を設置し、農業実践を通して、新規就農や担い手育成のための基本技術や革新的技術、農業経営管理等の習得を促進している。

また、埼玉県農林公社に設置されている青年農業者等育成センターでは、新たに就農しようとする青年等に情報の提供や相談活動を行うなど、就農支援業務を行っている。

さらに、県では農林公園を設置しており、農林業学習を通じて都市住民の農林業に対する理解を促進している。

このほか、市町村や農協等においても、農業研修センターなど各種施設を整備している。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

農業の持続的な発展を図っていく上では、経営感覚に優れた法人や青年農業者、女性農業者、高齢農業者、新規参入企業など、地域の実態に即した多彩な農業の担い手を確保していくことが必要である。

また、将来の農業の担い手を確保していく観点からは、農家子弟のみならず、新規参入者の就農の円滑化を促進していくことが必要であるが、あわせて、学童や都市住民の農業体験による農業への理解を醸成することにより、将来の新規参入者の裾野を広げていくことも重要である。

このため、農業者への農業関係の各種情報の提供を通じて、経営管理及び農業技術の向上を図るとともに、新規就農希望者への就農支援や都市と農村との交流等に必要な施設について、その計画的な整備を促進する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業技術・経営管理能力の向上を促進するため、県農業大学校において、本県農業の担い手にふさわしい技術・知識が習得できるよう必要な施設及び設備を整備するとともに、農業研修教育関連施設などの整備を促進する。

また、学童や都市住民の農業への理解を醸成するため、農山村での農作業や農山村生活の体験ができる農山村体験施設などの施設整備を促進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 多彩な担い手の育成

ア 農業経営の法人化の推進

法人化を志向する農業経営体に対し、法人化のメリットなどの情報提供や税理士等の専門家による財務・労務管理指導等、法人化に向けた相談や経営分析を支援する。

イ 認定農業者等への支援

農地集積や法人化、高度な技術の導入による生産性の向上など、認定農業者等の経営発展を重点的に支援する。

ウ 女性農業者の活動の促進

女性農業者が持つ強みを生かした経営発展を目指し、次世代の経営者として育成するとともに、新たなビジネスにチャレンジする取組を促進する。

また、地域のリーダーとして活躍できる女性農業者を育成するため、研修会等を開催するなど女性農業者の研鑽の機会を設ける。

さらに、農業委員や農協理事など地域における政策決定の場への参画を促進する。

エ 高齢者の活動の促進

高齢農業者がその経験や知識、技術を生かし地域で活動を促進するとともに、退職後に農業に取り組む中高年齢者に対して、農業技術や経営に関する支援を行う。

オ 企業等の農業参入の調整

地域農業の新たな担い手として企業、NPO等の農業参入が必要と地域が判断した際、市町村、農業委員会と連携しながら、地域と農業参入を希望する企業等との仲介や調整を行う。

カ 農業生産補完体制の整備

農作業の受託を行うサービス事業者や市町村、農協が参画した第3セクター及び特定農業法人など多様な担い手の育成を図り、農地中間管理機構などによる就農研修の実施を促進するとともに、オペレーターとしての新規参入者の受け入れを推進する。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、第4の3(2)に定める方向に基づき、担い手への農地の集積・集約化を促進する。

なお、新規参入者の経営開始に当たっては、生産基盤となる農地の円滑な取得が重要であることから、市町村、農業委員会、農協、農地中間管理機構などの関係機関が一体となって農地の確保や技術習得など就農まで支援する体制(明日の農業担い手育成塾)を整備する。

(3) 新規就農・経営向上のため必要な各種情報提供体制

新規就農者の農業技術及び経営管理能力の向上又は取得を促進するためには、新規就農・経営向上のため必要な各種情報提供体制を整備することが重要である。

このため、農業経営教育や就農支援活動の充実・強化を図る観点から、農業大学校、青年農業者等育成センターの施設・設備の整備・充実を図るとともに、経営相談や経営診断等の技術・経営面の支援活動を展開する。

(4) 就農準備等に必要な資金手当

新規就農者の経営開始時に必要な農地、機械、施設、住宅等の取得・賃借などに要する資金及び農業技術や経営管理方法などの習得などに要する資金等を円滑に調達することができるよう支援を行う。

(5) 農業教育の推進

子供たちの「生きる力」を育むとともに、農業への理解を醸成し、次代の農業の担い手や支援者を育成する観点から、農業体験学習の促進を図ることが重要である。

このため、小中学校での「学校ファーム」の設置や、高校での先進農家視察や農業体験研修の実施など学校教育との連携を深め、青少年への農業啓発を促進する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県は、県南部を東京都に接し、全域が都心から100km圏内に位置するとともに、南北への放射状の交通体系がよく発達した条件から、恒常的勤務などの安定的兼業が多く、大部分の地域では比較的に就業機会に恵まれているといえる。

しかし、山間地帯等の一部の地域においては、他産業部門での安定した就業機会が不足していることから、小規模農家の保有する農地の貸借や作業委託が進まないなど、農業経営の規模拡大を図るために必要な担い手への農地の集積・集約化に支障が生じている。さらに、このような地域の一部では、若年層を中心とする人口の流出や日雇い等の不安定な就業状況がみられる。このため、担い手への農地の集積・集約化の促進や不安定就業の解消など農業構造の改善を図るためには、安定的な就業機会を創設することが重要な課題となっている。

したがって、他産業部門での安定した就業機会が不足している地域においては、農業生産基盤の整備等、営農条件の改善に併せて、都市と農村の交流を活かした農業関連地場産業などの育成をすることにより、就業機会の確保を図るものとする。また、各種の地域振興に関する計画に基づく工場等の立地については、その立地動向を踏まえながら適切に対応する。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

農村地域における就業機会の確保を図るため、次の事項を推進する。

(1) 農村地域への工業等の立地及び就業機会の確保を図るため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）等に基づく計画等の諸施策を活用し、農業従事者の雇用が期待できる企業の計画的な導入を促進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

また、企業の導入に当たっては、農業をはじめとする地域産業の協調や農村整備の方向に留意して均衡ある地域の発展を図る。

(2) 地域振興に関する計画等に基づき、山村活性化支援交付金等を積極的に活用し、農村地域における地域農林水産物の加工利用の高度化、農村の自然景観と農林業とを組み合わせふるさと資源を活用するなど、起業化により安定的就業機会の確保を図る。

(3) 就業機会の確保のための施設の設置に当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保に十分留意するとともに、郷土の優れた風致、景観、貴重な動植物等の自然環境等の保全に十分配慮する。

- (4) 農業従事者が円滑に就職できるよう、ハローワーク等と連携して、職業相談や職業指導を実施し、就業改善等の積極的な推進を図る。
- (5) 美しい自然や風土、豊富な地場資源を背景とした観光産業を活用した都市と農村との交流を促進する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域は、農産物の供給の場としての役割はもとより、県土や良好な環境の保全及びゆとりや安らぎの得られる場、都市住民と農村の人々が共に交流する場としての役割など、多様な機能を有している。

しかしながら、首都圏に位置する本県の農山村地域は、経済の高度成長を通じて、混住化が進むとともに、兼業化、高齢化の急速な進展などに伴い、農山村集落における構成員の共同体意識が希薄化しつつあり、農業用排水施設の管理をはじめとする住民の共同活動の減少など集落機能の低下が顕在化してきている。

このような中で、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するためには、認定農業者等の担い手を確保するとともに、担い手の経営規模の拡大や生産性の向上を図るため、農地の集積・集約化を促進することが必要である。この実現には農業生産基盤の整備等に加え、都市地域に比べ立遅れが見られる農山村地域の生活環境を改善し、活力ある美しく住みよい農山村を建設するとともに、農地の賃貸借や作業受委託のあっせん等、農地の集積・集約化に対する農家の合意形成や共同活動などを促進することが重要である。

このため、農山村地域において集会施設、農村公園、農村広場等を整備することにより、地域住民相互の円滑な交流等を促進するとともに、これらの施設と農業集落排水施設や通作条件等を一体的に整備し、農山村地域の生活環境の向上を促進することにより、農業構造の改善を図る。

2 生活環境施設の整備の構想

集会施設、農村公園、農村広場等の生活環境施設の整備の構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、幅広い住民の参加と、この過程における地域社会づくりに対する参加意識の醸成に努めるほか、次によりこれらの適正かつ効率的な整備を図る。

- (1) 計画の対象とする施設は、整備の緊急度の高いものとし、利用見込人口等を考慮し適切な利用区域を設定するとともに、類似施設との機能分担を明確にした適正な規模とする。
- (2) 農業生産環境との関連に留意しつつ、農村の個性を活かし、利便性のみならず、快適性や景観、ユニバーサルデザイン等にも十分配慮する。
- (3) 地域住民が一体となって行う利用協定づくりを導入することにより、地域施設の利用に併せて、地域の土地や水の合理的かつ計画的な利用と適正な管理を実現する。

- (4) 整備する施設は、その受益者は主として農業従事者を対象とするが、その維持・運営に当たっては、当該施設を利用する地域住民の自主的な活動により、農業従事者以外の地域住民も含めた地域の良い生活環境の確保につながるよう十分配慮する。

(別添)

都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準

1 算定式

- [令和 12 年の農用地区域内の農地面積の目標値]
= [これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 12 年時点の農用地区域内の農地面積]
+ [令和 12 年までの農用地区域への編入促進]
+ [令和 12 年までの荒廃農地の発生防止]
+ [令和 12 年までの荒廃農地の解消]
+ [令和 12 年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由]

2 設定基準

(1) 令和 12 年の農用地区域内の農地面積のすう勢 ○○千 ha (①－②)

① 令和元年（基準年）の農用地区域内の農地面積	○○千 ha
② これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 12 年時点の農用地区域内の農地面積	○○千 ha
ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外（平成 27 年から令和元年までのすう勢）	
イ これまでのすう勢（平成 27 年から令和元年までのすう勢）が今後も継続した場合に発生が見込まれる荒廃農地	

(2) 農用地区域への編入促進 ○○千 ha

① 農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第 10 条第 3 項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入	
② 農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入	

(3) 荒廃農地の発生防止

〇〇千 ha

農用地区域内農地については、以下の施策の拡充等により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 12 年までの荒廃農地の発生を防止

- ア 農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化
- イ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保
- ウ その他の農業振興施策

(4) 荒廃農地の解消

〇〇千 ha

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策により解消

(5) その他各都道府県において独自に考慮すべき事由

〇〇千 ha

- ① 都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生防止等
- ② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外
- ③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等

埼玉県農業振興地域指定予定地域図



凡例	
	農業振興地域指定予定地域

